

供給約款・選択約款におけるその他の供給条件

「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業」

津山ガス株式会社

1. 適用範囲

この約款は、年間契約量が1,000万立方メートル未満のお客さまに適用いたします。

2. 内容

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、ガス小売供給約款及び最終保障供給約款（23. 単位料金の調整）また各選択約款（8. 単位料金の調整）に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、23（1）及び8（1）によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）から15円（1立方メートル当たり）を引き下げたものとします。

3. 適用期間

令和6年1月の定例検針日の翌日から令和6年5月の定例検針日まで15円（税込）

令和6年5月の定例検針日の翌日から令和6年6月の定例検針日まで7.5円（税込）

それ以降については、閣議決定に準ずる。

3. その他

その他の事項については、主契約の約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この約款は、令和6年1月1日から実施いたします。